

# 文書館 ニュース

山口県文書館  
Yamaguchi Prefectural Archives

No.58

## contents

- 山口県公文書等管理条例の施行と山口県文書館 ..... 2 / 3
- 古文書講座の受講方法が選べるようになりました ..... 4
- 文書館活用講座を地域学習のヒントに! ..... 4
- 令和5年度の新収諸家文書を紹介します! ..... 5
- 地方調査員会議を開催しました ..... 6
- 第18回中国四国地区アーカイブズウィーク  
はじめる・はじまる ~記録、生活、制度、組織~ ..... 6
- 萩藩の馬事情 ..... 7
- 写真資料を探る ..... 7
- 「玩具」に見る近代の日本 ..... 8

# 山口県公文書等管理条例の施行と

## 山口県文書館



条例案は令和五年の二月議会に上程され、三月十四日に公布されました。これにともない、管理条例検討委員会は五年度から山口県公文書管理委員会に移行し、条例施行規則や公文書管理指針、管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準などを検討いただきました。

### 管理条例の制定

山口県では、令和五年（二〇二三）三月十四日に「山口県公文書等管理条例」（以下「管理条例」）を制定し、六年四月一日から施行することとなりました。これにより山口県文書館の業務は、県の公文書管理の一環、その最終地点に明確に位置付けられました。従来当館で「行政文書」として管理・利用してきたものを含め、歴史資料として重要な公文書が「特定歴史公文書」として、新たなルールの下、当館で管理・利用されることとなります。昭和三十四年（一九五九）四月、日本で最初の文書館としてスタートした当館にとり、開館六五年目での非常に大きな変化です。

### 管理条例の必要性

条例制定への取り組みは、県の文書事務を主管する総務部学事文書課のリードで開始されました。同課作成の「公文書管理の条例化について」（三年十月、第一回山口県公文書管理条例検討会資料）では、条例制定の必要性として、①現状では県の公文書管理制度に統一的規範がなく、各実施機関が「公文書取扱規程」により運用し、その見直しも行われていない状況にあることから、国や他県の動向も踏まえ、公文書の適正管理や電子化に対応するため必要な公文書管理体制の整備が必要な状況にあること、②県において行政手続きのオンライン化が進む中、これを契機として、電子公文書の

取扱いを含め、全庁的に文書の作成から整理、保存、移管・廃棄までの統一的なルールの規定など公文書管理の条例化が求められること、としています。

条例化のポイントとしては、①全庁の統一的な公文書管理ルールを規定、②「特定歴史公文書」の規定及び文書館への移管制度の確立、③公文書管理委員会の設置、④重層的な制度整備による精緻な公文書管理体制の確保をあげています。

### 管理条例の制定過程

制定に向けての検討は令和三年度から本格的にスタートしました。外部有識者五名からなる山口県公文書管理条例検討会を設置し（会長高橋滋法政大法政学部教授）、三年度二回、四年度四回の会議を行い、条例に盛り込むべき項目及び内容を議論いただきました。検討会事務局は学事文書課、教育庁学校運営・施設整備室（三年度は社会教育・文化財課）および文書館が担い、学事文書課が庶務を処理しました。検討会に向け事務局内で協議を積み重ねるとともに、庁内でワーキンググループを開催し条例化の周知を図りました。

検討会は、コロナ禍のため主にオンラインで行いましたが、コロナ禍が落ち着きをみせ始めた五年一月の第六回検討会では、委員の方々に文書館施設（閲覧室・本館書庫・春日山書庫）の現状を視察していただくこともできました。

条例案は令和五年の二月議会に上程され、三月十四日に公布されました。これにともない、管理条例検討委員会は五年度から山口県公文書管理委員会に移行し、条例施行規則や公文書管理指針、管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準などを検討いただきました。

### 管理条例の目的

管理条例はおおむね国が定めた公文書の管理に関する法律（公文書管理法）に準じた構造です。条例の目的は第一条に定めています。ここでは公文書等（公文書＋特定歴史公文書）は、①健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源、②県民が主体的に利用し得るものと位置づけられ、条例の目的は、特に文書館業務に関わる点でいえば、①歴史資料として重要な文書等の適切な保存及び利用等を図ること、②県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるように行うこととされています。

従来、文書館が公文書館機能を実質的に果たしていましたが、活動の主な根拠は、文書館条例が文書館業務を「山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する」としている点でした。これと比べると、管理条例により歴史資料として重要な公文書を管理・利用することの意義がいっそう明確化され、重要視されることとなりました。これは大きな前進です。

### 特定歴史公文書とは

条例では、「歴史資料として重要な公文書として規則で定める基準に該当するもの」で、知事に移管されたものを「特定歴史公文書」としています。これまで文書館で管理・利用し

ていた「行政文書」がこれに該当します。「特定歴史公文書」の保存・利用等は、条例第三章（第十四（三十二条））に定められています。規定された事項はすべて知事の権限に属する事務とされ、その上で、それらは「文書館の長に委任することができる」と規定されました（三十二条）。この点が本県条例の特徴で、文書館は従来どおり教育委員会に所属したまま、知事からの委任を受け、条例が定める「特定歴史公文書」に係る事務を行う仕組みです。部局は異にしますが、学事文書課との連携が今後いっそう重要になります。

**特定歴史公文書の管理・利用と文書館** 条例が定める「特定歴史公文書」の管理・利用のあり方は次のようなものです。

#### （１）レコードスケジュールの設定

各実施機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、県設立の地方独立行政法人）は、作成・取得した公文書に分類、名称、保存期間、保存期間満了日、保存期間満了後の措置を定めることが義務付けられました。保存期間は「永年」が無く、一年・三年・五年・一〇年・三〇年で設定します。その上で保存期間満了後の措置として、廃棄か「歴史公文書」として知事に移管するかを定めます。「歴史公文書」と否かの判断は、新たに定められた「公文書等管理指針」別表第四などを基準とします。

#### （２）知事（≡文書館）への移管

保存期間満了後の「歴史公文書」は、知事（≡文書館）

に移管され「特定歴史公文書」となります。一方、実施機関が廃棄と判断したものは、および移管の措置を変更し廃棄の措置をとる場合には、廃棄以前に、「あらかじめ」それが「歴史公文書」に該当するか否かについて「文書館の長の意見を聴かなければならない」と規定されました（第九条）。その上で、実施機関がなお廃棄の措置を取ろうとする場合には、文書館の意見を付して知事に報告すること、知事は当該文書が特定歴史公文書であると認めた場合は「廃棄しないよう求めるものとする」とされています。自己判断による勝手な廃棄はできない仕組みです。なお、実施機関での公文書の管理状況につき、知事は、必要と認める場合には、報告や資料の提出を求め、実地調査を行うことも明記されています。

#### （３）文書館での保存

文書館に移管された「特定歴史公文書」は原則「永久に保存」の措置が取られます（第十四条）。

#### （４）特定歴史公文書の利用

特定歴史公文書は、目録の作成、公表が義務づけられています。この目録に従い、利用請求があった場合、①個人情報、②法人情報、③公にすることに、より、国、地方公共団体等が行う事務や事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるものを除き、利用させなければならぬとされています。この場合、「時の経過」を考慮して判断するとされた点が重要です。その際の基準は、「山口県公文書等管理条例」に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」に拠ります。

「特定歴史公文書」の利用にあたり、これまでの「行政文書」と大きく異なる点は、従来の「閲覧票」ではなく、新たに定められた「利用請求書」を提出し

ていただき、提出後三〇日以内に文書館が利用決定（全部利用、一部利用、利用不可）の通知を行う点です。ただし、全部利用できる場合は口頭での通知も可となっています。文書館本館書庫で所蔵し、これまで即日利用に供していた文書については、個人情報保護等の観点からマスクング・袋掛け等の作業時間を要する場合を除き、従来通り即日利用できるように努めます。

利用はこれまで通り閲覧室で行っていただき、ご自身での写真撮影も可能なほか、「特定歴史公文書」のみ写しの交付を開始します（紙一枚一〇円（カラー二〇円）、デジタルデータ一枚四〇円）。

また、審査請求制度も新たに設けられました。利用決定等に不服がある場合には知事に審査請求でき、それを受け知事は山口県公文書管理委員会に諮問しなければならぬと定められています。

#### 二つの条例と文書館

文書館が所蔵する藩政文書、諸家文書、行政資料、特設文庫は、従来通り文書館条例、規則、利用規程による利用で変更ありません。文書館業務は文書館条例と管理条例という二つの条例に基づいて行われ、館所蔵資料は、二つの条例で管理・利用されます。利用者が混乱することのないよう、職員一同でいぬいな説明を心がけます。

#### 今後の課題

今後の課題としては、①書庫の確保、②毎年の文書引継ぎの具体的あり方、③歴史公文書の評価・選別、④「時の経過」の判断の仕方、⑤実施機関職員への条例の周知徹底、⑥みなし特定歴史公文書（条例施行以前に文書館が引き継ぎまだ未公開のもの）へのすみやかな対応、などがあり、⑦電子公文書への対応も大きな課題といえます。

# 古文書講座の受講方法が 選べるようになりました

令和三年、四年度はオンライン方式のみで実施していた当館の古文書講座（全八回）ですが、令和五年度からは対面方式も復活させ、会場で行われる講座をZoomで配信する、ハイブリッド方式で実施しました。

受講される方には、申込時にオンラインか対面、どちらの方式で受講するかを選び、一年を通じてその方式で受講していただきました。遠隔地にお住まいの方などはオンラインで、会場で講師や知人と直接話したい方や、パソコン等の取り扱いが苦手な方は対面と、それぞれのご都合、お好みに合わせて受講していただいているようです。対面方式のみだった頃と比べて、多様な方々の受講が増えたのもありがたいことです。

ハイブリッド方式の導入に伴い、テキストをはじめとする必要書類は、サーバーストレージや、コンビニエンスストアのネットワークプリントサービスを利用して配布するようになりました。これにより、以前は初回講座時にお渡ししていたものを開講前にお渡しできるようになり、中々上級の講座については予習を進めていただき、スムーズに講座に入れるようになりました。これらの方法による受け取りが困難な方には貸し出しにより配布しました。

山口県文書館  
令和6年度古文書講座の御案内

ハイブリッド方式で実施  
山口県文書館が提供するハイブリッド方式の講座（定員15名）をご用意いたします。Zoom（オンライン方式）と会場（対面）の2つの受講方式が選択できます。

対面方式の受講は、  
● 会場に集合し、講師による講義を受講します。  
● 会場に集合し、講師による講義を受講します。  
● 会場に集合し、講師による講義を受講します。

オンライン方式の受講は、  
● 自宅からZoomを通じて受講します。  
● 自宅からZoomを通じて受講します。  
● 自宅からZoomを通じて受講します。

受講方式	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料
対面	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000
オンライン	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000

## 令和6年度古文書講座チラシ

講座自体は滞りなく運営できるようになってきましたが、テキストの配布方法や非常時の対応、受講者間の交流など、まだ改善の余地があります。オンラインと対面、どちらの方式で参加される方にも快適に楽しく受講いただけるよう、今後も工夫を重ね、多様なニーズにお応えしていきたいと思っております。

# 文書館活用講座を 地域学習のヒントに！

当館では、平成四年度より、県内の小・中・高等学校・特別支援学校の先生方向けに、文書館資料を活用するきっかけを提供することを目的として、「授業で使える文書館活用講座」を開催してきました。

令和五年度は、二コマ×三日間と一コマ×一日、全四日間七コマの講座を設け、各コマごとの受講を可能としました。このうち、「文書館資料を使った教材を考えよう」は、たっぷり一日使い、先生自身の問題関心に沿って文書館資料を調べていただく講座です。講座の最後に、受講者による簡単な報告会を行ない、成果を共有します。

これまでは教科教育に関連する補助教材の使用方法を模索される方が多くいらつしましたが、近年は総合学習の時間に使用する教材・資料を探される方も増えてきました。



活用講座での報告会の様子

当館は、県内各地域の絵図・地図や古写真、また様々な時代に作成された郷土読本や観光案内、広告など、地域を知るうえで役に立つ資料を多く所蔵しています。しかし、これらの資料の中には、当館ウェブサイトに上ではご覧にならないものもあります。この講座は、そのような資料をじっくり探していただくための時間を提供するものでもあります。

文書館資料の検索や読解にあたっては、文書館員がサポートします。地域学習をよりよく、より楽しくするために、当講座をご利用いただきたいと思います。

# 令和五年度の

## 新収諸家文書を

### 紹介します！

今年度、六家八六三点の諸家文書の閲覧を開始しました。その中から二つの文書群を紹介いたします。

#### ■弘津史文収集史料

弘津史文（明治二十年～昭和二十年へ一八八七～一九四五）は防長考古学の草分け的存在です。

明治三十年代から考古学関係の遺物収集に情熱を傾け、明治四十年、二十歳の時に、自らの財力で平生町の本邸の隣接地に「考古学研究資料陳列所弘津金石館」を設立しました。同館は鉾石や考古学関係の出土品が多数を占め、かつ各地の土俗品・拓本・陶磁器・漆器・

金石品などの美術品もあり、小博物館の観を呈しました。収集品は大正十年（一九二一）には一万点に達していたと言われています。また、研究組織として「周芳考古学会」を設立し



弘津史文宛書簡（一）～（三）〈No. 263～265〉  
弘津史文へ宛てた各地の研究者の書簡です。研究者相互の交流がわかります（大正～昭和戦前期）。

ました。大正十二年には県立山口教育博物館資料蒐集委員を、大正十五年には旧制山口高等学校歴史教室の嘱託を務めています。

寄託された資料には、「金石館」関係資料のほか、彼が収集した研究史料、研究者からの書簡類が含まれ、弘津史文の考古学者としての足跡を跡付けるものとなっています。

#### ■堀家文書

堀家文書は、堀来蔵（嘉永元年～明治二十七年（一八四八～九四））に関する資料群です。萩藩士北村家（遠近方触流・吉敷郡御堀村住）の出身で、安政五年（一八五八）から文久元年（一八六一）の間、山口講習堂や山口明倫館で学びました。

文久三年六月、来嶋又兵衛率いる狙撃隊とともに上京、禁裏の守衛につきましましたが、八月十八日の政変により七卿とともに帰国しました。元治元年（一八六四）六月には、来嶋又兵衛率いる遊撃隊の一員として再度上京し、禁門の変では最前線で戦って負傷しました。一説には、戦死した又兵衛の首を故郷へ持ち帰ったとも言われています（『大内村誌』）。元治内戦期には鴻城軍として戦闘に参加、慶応元年（一八六五）二月には鴻城軍第一隊長を命じられ、鴻城軍参謀として芸州口や乙丑丸乗込士官として小倉口で戦っています。

明治三年、自ら志願して堀来蔵と改名、吉敷郡大内村で帰農し、以後農商実業に従事しました。主な足跡としては、大内村会議員を務めたほか、御堀村奥長谷の官有山野の山野開墾組合を創設したり、旧諸隊士救済のため自ら委員長となって六合会を組織したりしています。

#### ■令和5年度の新収諸家文書

No.	文書名	点数	主な文書の年代	文書の特徴 (関連地域、個人・家の歴史、就任役職等)
1	樹下明紀収集史料	48	享保17年(1732)～幕末	コレクション
2	弘津史文収集史料	510	貞治5年(1366)～平成14年	考古学者
3	堀家文書	220	享保3年(1718)～昭和3年(1928)	諸隊士／村議会議員
4	若山家文書	28	弘化3年(1846)～昭和13年(1938)	醸造業、酒造
5	鹿嶋家文書(追加)	54	幕末～大正期	萩町人／商家
6	溝部家文書(追加)	3	大正期	軍人／教員

資料には、堀来蔵宛書簡のほか、彼の社会活動を顕著に示すものが多く含まれています。

\*\*\*\*\*

なお、今年度、これまで当館に寄託されてきた右田毛利家文書、村上家文書、阿川毛利家文書、計一六八二点が、所蔵者の御意向により、御寄贈いただけることになりました。

# 地方調査員会議を 開催しました

令和五年五月、私たちの暮らしに制限をかけてきた新型コロナウイルスが5類へ移行しました。これをうけて地方調査員会議を久しぶりに対面で行いました。この三年、感染拡大抑制の観点からオンラインを軸に会議を行ってきましたが、同じ空間で時間を共有することは、大事なことのように感じられます。

現在、県下八地区で調査員が活動していますが、このうち三つの地区に新たな調査員を迎えました。新たな顔ぶれで、文書・記録等に関する情報収集・保存等、積極的に活動していきたいと考えています。

今年度第一回会議では、河本福美専門研究員が「山口県文書館地方調査員制度について」と題して、報告を行いました。制度の発足から五〇年を経た今、当該制度の概要、法的根拠を改めて確認するとともに、その実績を振り返りました。

令和5年度第1回地方調査員会議  
於 県立山口図書館第1研修室

制度の最初の成果である『山口県内所在史料目録 第一集』に「館の調査収集活動の前提として史料の所在状況が察知されなければならないが、なにもぶんにみかざられた館員の努力では不十分な点が多く、地方文書の湮滅をその直後に知るといったケースも少なくなかったのである。」という一文があり、それを補うべく調査員制度が設けられたことを再確認する場となりました。

第2回会議では研修として山本明史専門研究員が「教科書文庫に見る『国定教科書』について」と題して報告しました。

中国四国地区  
アーカイブズ  
ウィーク  
第18回

第18回中国四国地区アーカイブズウィーク(令和5年6月1〜7日)

## はじめる・はじまる

記録、生活、制度、組織

第18回中国四国地区アーカイブズウィークでの当館のテーマは、「はじめる・はじまる」記録、生活、制度、組織」。近年はデジタル化の進展やコロナ禍への対応等々、社会の大きな変化にあわせて、新たにはじめたり、はじまつたりする動きが加速しています。こうした時代状況をふまえ、令和五年度は「はじめる・はじまる」をキーワードに、当館の関連資料を通じて防長の歴史の一コマを紹介しました。

アーカイブズ展示は、四年ぶりに閲覧室を展示会場に模様替えし、館蔵資料を紹介する展示を実施しました。また、展示資料の紹介は「アーカイブズ展示オンライン紹介」として、YouTubeチャンネルの動画配信で行いました。

歴史探究講座は、河本福美専門研究員が「毛利三代実録の編さんについて」事業開始から20年」と題して講演しました。これもアーカイブズウィークの期間中、YouTubeチャンネルで動画配信しました。

当館の紹介や資料の取り扱い方法をガイドする「文書館を使ってみよう！」は、山口県立山口図書館第一研修室で六月三日と四日の二回、実施しました。

新型コロナウイルス感染症

の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行して初めてのアーカイブズウィークでしたが、旧来のような対面式イベントの良さを再認識すると共に、オンラインによる配信も残し、幅広い方々が視聴(参加)できる企画となりました。



## 令和五年度資料小展示から

# 萩藩の馬事情

江戸時代、馬は牛と並んで農耕や物資輸送等、人々の暮らしに欠かせない動物でした。また馬は戦闘に必要であり、各藩では軍役として一定の禄高より上の家臣にその所持を義務つけていました。馬には寿命があり、それが尽きれば新たに馬を求めなくてはなりません。藩内で生産（繁殖）した馬か、他領の馬を購入する必要がありました。

萩藩領内で馬の生産を一定の規模で行うようになったのは、一九世紀に入ってからのことでした。文化年間（一八〇四～一八）に、藩が主導して美祢郡赤村（現美祢市）で牧場二か所を設置し、馬の繁殖を行っていきました（『美東町史』）。

藩が種馬を地下（村）に預け、そこで繁殖を試みる。生まれてきた駒（牡馬）について、一定の基準を満たせば、藩が買い上げるというシステムでした。藩の眼目は、あくまで乗馬（軍馬）の生産にありましたが、藩が不要とした牡馬は売買され、牝馬はその母馬の所有者に与えられていました。

写真は、明和年間（一七六四～七二）に先大津宰判が藩に提出した、正徳年間（一七一～一六）に向津具村（現長門市）で行われた馬産に関する報告です。「螢火」という名の種馬が預けられたことがわかります。このように萩藩では、赤村の牧場設置のずいぶん前から馬産に取り組んでいたのです。

## 令和五年度資料小展示から

# 写真資料を探る

当館は、数多くの写真資料を所蔵しています。絵葉書、台紙に貼られた記念写真、名所旧跡の案内誌に印刷された写真や広告、その姿はさまざまです。

写真資料の最大の魅力、それは視覚的な「わかりやすさ」です。ただし、「いつ」「どこ」「誰」の特定が難しい資料でもあります。だからこそ、その謎について思いを巡らせる時間は、時空を超えて浮遊することのできる心地よいひとときにもなります。台紙の情報などから、誰が撮影したのか、写真師を探るのも楽しみの一つです。写真術を誰に学んだのかや、経営していた写真館のことも気になります。

右下は、明治末期『行幸記念写真帖』を制作した山口町の写真師山本忠橋の営業広告です（『防長案内』明城文庫二六二）。息子の紫峯は大正五年（一九一六）から防長新聞社の専属カメラマンとして活躍、山口八坂神社境内に防長写真館（県指定文化財「旧河村写真館」）を開設しました。左下は、山口石観音町の山口電灯会社事務所を紹介した絵葉書です（雨村家文書三一五）。右端には「電気湯」の看板や暖簾が写されています。火力発電の廃湯を利用して営まれた銭湯であり、明治三十五年（一九〇二）八月二十六日付の防長新聞記事「山口電灯所の浴場開業式」によれば、開業後三日間はお披露目で無料開放されていたことがわかります。



資料紹介

## ■ 「玩具」に見る近代の日本

子供たちは時代の動きに敏感です。子供向けに作成された玩具には、いち早く時代が反映されることから、時代を映す鏡となります。

写真上のすごろくは、大正14年(1925)に朝日新聞社の飛行機「初風(はつかぜ)」、「東風(こちかぜ)」によって行われた冒険飛行をゲーム化したものです。2機は東京を出発し、朝鮮、満州を縦断。飛行機による初のシベリア横断を成功させモスクワに到着。その後、ベルリン、パリ、ロンドン、ブリュッセルの各都市を経て、目的地ローマに到着しました。総飛行距離1万7403キロ、期間は95日間におよびました。すごろくには2機の雄姿と経由した各国の都市の文物が描かれています。

当時、世界中で様々な冒険飛行が行われており、この訪欧大飛行の2年後にはリンドバークが大西洋単独無着陸飛行に成功しています。子供たちは、このすごろくで遊びながら、冒険飛行に胸を躍らせつつ、見たことのない世界の国々に想いを巡らせたことでしょう。

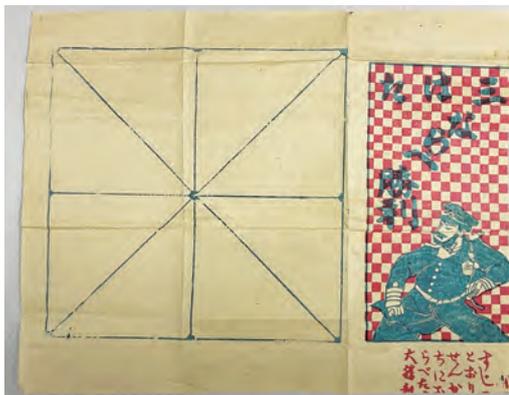
写真中は、おなじみの縦横斜めに○×を先に3つ揃えた方が勝ちとなるゲームです。「三はた・三ならべ・勝利」と題が付けられ、下部に、「すじのとおりせんかちにならべたら大勝利(筋の通り先勝ちに並べたら大勝利)」とあり、○と×の代わりに旗を置くようになっています。

明治時代初期の軍人を思わせる絵が用いられ、「旗を置く」からは、戦いの場での制圧・占領を連想させます。

写真下は、明治40年(1907)に東京博報堂から発売された「卓上野球」という野球盤です。守備側と攻撃側が手持ちのカードを出し合いながら遊んだようです。このレトロな野球盤から、明治時代後期における、野球という新しいスポーツの人気の高まりを垣間見ることができます。



訪欧大飛行記念飛行双六(大阪朝日新聞付録)  
(内藤家文書 588)



旗ならべ(堀江静子家文書 314「ゲーム盤」)



卓上野球盤(堀江静子家文書 313)



## 山口県文書館

〒753-0083 山口県山口市後河原 150-1  
TEL083-924-2116 FAX083-924-2117  
MAIL: a50703@pref.yamaguchi.lg.jp

### 利用時間

【開館時間】 火曜日～日曜日 9:00～17:00

【閉館日】 月曜日、祝日、月末整理日、年末年始、資料点検期間

※ 文書館は山口県立山口図書館と同じ建物内にあります。  
閲覧室へは2階へお上がり下さい。  
※ 毎月の開・閉館日は、当館webサイトの閲覧室カレンダーをご覧ください。